

旭川市 BPO 導入可能性調査業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年4月23日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市行財政改革推進部行政改革課

電話 0166-25-6205

FAX 0166-24-7833

E-mail gyoukaku@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 旭川市 BPO 導入可能性調査業務

(2) 業務内容

市役所業務のうち、定型的な事務業務等を対象として BPO の導入等による業務効率化と市民サービス向上の可能性について調査を実施し、BPO 実現に向けた検討を行う。また、あわせて職員の業務改善スキル向上に向けた取組も実施する。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体又は旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等との関係を有していない者であること。

ただし、上記(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴収する。

ア 企業概要等、業務内容のわかるもの（任意様式）

イ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分

エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））

※3か月以内のもの
オ 同種業務の概要や実績を示す書類

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市 BPO 導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和6年4月23日から令和6年5月10日まで
- (2) 交付方法 旭川市行財政改革推進部行政改革課のホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/15900000/20170000/d079600.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時 必着
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時 必着
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は一般書留郵便若しくは簡易書留郵便による郵送により提出すること。
また電子データについては、企画提案書提出要請の際に案内するクラウドサービスに格納することで提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭川市 BPO 導入可能性調査業務委託プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第 24 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 詳細は実施要領等による。